

2017年 9月22日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝

東京都港区芝浦1-1-1

代表者名 代表執行役社長 綱川 智

(コード番号:6502 東、名)

問合せ先 執行役常務 広報・IR部長

長谷川 直人

Tel 03-3457-2100

## 当社海外子会社に対する訴訟の提起について

当社連結子会社の東芝アメリカ社(以下、TAI)等は下記の通り、訴訟の提起を受けましたのでお知らせします。なお訴額が少額であるうえPL保険(生産物賠償保険)により補償されていたこともあり、現地における当社への開示連絡の要否の判断に時間を要しました。そのため当社での把握が9月21日となりました。

記

- 1. TAI が訴状を受領した日 2017 年 8 月 22 日 (米国現地時間)
- 2. 訴訟提起の概要及び経緯

原告は、当社グループ会社製のパソコンが発火し、原告の所有物に損害を与えたとして、TAI に対し、当該損害に対する賠償等を求める訴訟を提起しました。

- 3. 原告の概要
  - (1) 名称: 個人
  - (2) 所在地: アメリカ合衆国ヴァージニア州
- 4. 訴訟の内容(訴額)

原告は、TAIに対して5,059米ドル(約55万円)の損害賠償等を請求しております。

5. 当社子会社の概要

東芝アメリカ社

(1) 所在地: 1251 Avenue of the Americas Suite 4110, New York, NY 10020, U.S.A.

(2) 代表者: 大谷 文夫

- (3) 資本金: 1,869,590 千米ドル
- (4) 事業内容:持株会社,並びに米国における部品・原材料の調達及び東芝グループ企業への 米国からの輸出

## 6. 今後の対応

提訴の内容を精査した上で、適切に対応して参ります。なお前述の通り当該損害に対する 補償はPL保険の対象となっているため当社の業績への影響は軽微であり、2017年8月10 日に公表の2017年度業績見通しに変更はありません。

以上